

**改正**

平成20年6月26日教育委員会規則第12号

平成21年3月25日教育委員会規則第2号

平成21年10月26日教育委員会規則第19号

平成22年3月30日教育委員会規則第5号

平成30年3月27日教育委員会規則第3号

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則

(趣旨)

**第1条** 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職員の職の設置については、法令その他特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規則において「職員」とは、教育委員会の所管に属する事務局及び次に掲げる教育機関に勤務する常勤の職員をいう。

- (1) 学校
- (2) 学校給食共同調理場
- (3) 美術館

(職員の職)

**第3条** 職員の職として、次に掲げる職を置くことができる。

- (1) 教育次長
- (2) 課長
- (3) 館長
- (4) 場長
- (5) 係長
- (6) 主査
- (7) 主任指導主事
- (8) 主任管理主事
- (9) 主任
- (10) 指導主事

- (11) 管理主事
  - (12) 主任主事
  - (13) 社会教育主事
  - (14) 主任調理員
  - (15) 主事
  - (16) 調理員
- (職務)

**第4条** 前条に定める職は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 教育次長は、上司の命を受けて市教育行政に関する重要な施策の決定を補佐するとともに、教育委員会事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 課長、館長及び場長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、課及び館の事務を所掌する。
- (3) 係長は、上司の命を受け、係の事務を所掌し、所管の事務の調整を図る。
- (4) 主査、主任指導主事、主任管理主事、主任、指導主事、管理主事、主任主事、社会教育主事、主任調理員、主事、調理員は上司の命を受け、職務に従事する。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年教委規則第12号)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

**附 則** (平成21年教委規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年教委規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成22年教委規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月27日教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。